

・施設(テントなど)を設けず、一定の区域を独占して使用する場合に届出が必要となります。

例: グランドゴルフやミニサッカー教室など

※ただし多目的グラウンドの使用は、3分の1の敷地を一般利用者のために必ずあけることが条件です。

※利用場所は先着順ではありませんので、届出者同士で利用する場所を話し合い決定してください。

1団体利用の場合、2分の1まで利用可能。2団体利用の場合、1団体3分の1まで利用可能。

・日曜および祝日は利用者が多いため、占用できません。

運動会など大規模なイベントでご利用の場合は、管理事務所へ個別にご相談ください。

(別途「公園内行為許可申請書」の提出が必要です。)

・開催の1ヶ月前までに、公園内行為届出書を提出してください。

ひと月分をまとめて提出する場合は、その月の最も早い実施日の1ヶ月前を目安にご提出ください。

例: 6月3日、10日、17日のご利用予定の場合は、5月3日までに提出。

・子供が多く参加するイベントの場合、受動喫煙防止のために、別途「誓約書」を提出してください。

公園内行為届出書<記入例>	
中央公園管理事務所 指定管理者 岡崎建工株式会社 殿 申請書	
住所 <u>北九州市小倉北区井堀〇丁目〇-〇</u>	
団体名または氏名	<u>中央公園サッカースクール</u>
団体の場合は代表者名	<u>中央 太郎</u> 印
電話	<u>093-〇〇〇-〇〇〇〇</u>
担当責任者名	<u>中央 花子</u>
電話	<u>090-〇〇〇-〇〇〇〇</u>
公園内において下記のとおり行為をおこないたいので届け出いたします。	
1. 公園名	福岡県営中央公園
2. 行為の目的	サッカー練習のため (例) 遠足、青少年育成、地域活性、健康維持など
3. 行為の内容 および利用人数	サッカー練習 参加人数 20 人
4. 行為を行う場所	多目的グラウンド ※使用する場所の名称をご記入ください。
5. 行為の面積	参考) 全面:約3,500㎡ 多目的グラウンド面積 半面:約1,750㎡ 3分の1:約1,167㎡
6. 行為の期間	始期: 令和〇年〇〇月〇〇日(金) 10時~ 終期: 令和〇年〇〇月〇〇日(金) 12時まで
7. 遵守事項	1. 一般利用者及び近隣の方に迷惑をかける行為、風紀を乱す行為又は危険な行為をしません。 2. 他の利用者に配慮しマナーを守って利用いたします。 3. ゴミは持ち帰ります。 4. ラインはテープ等を用い、石灰等は使用しません。 5. 行為にあたっては公園管理者の指示に従います。 6. 行為終了後は公園を原状に復します。 7. 福岡県都市公園条例第3条(利用者の義務)を遵守します。
8. その他	※利用時の留意事項などをご記入ください。(予備日など) 受付印

※受付時に、受付した日付の受付印を押印し、控えとして届出書のコピーを1部お渡します。
控えは、利用終了までお持ちください。スタッフが現地にて確認させていただく場合があります。

利用上の注意

1. 迷惑行為、危険行為、威圧行為はご遠慮ください。

他の公園利用者へ配慮願います。皆さまが公平に使う公園施設の一部を特別に許可しています。

許可を得ているからと他の公園利用者を威圧するような行為はご遠慮ください。上記行為が確認された場合、即刻利用禁止といたします。

2. 路上駐車はご遠慮ください。

近隣住民の方の迷惑となります。必ず駐車場をご利用ください。

3. 区分けカラーコーンを設置してください。

多目的グラウンドをご利用時は、利用者自身でカラーコーンをご用意いただき、利用部分の区分けを行ってください。